

藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

2008年（平成20年）3月24日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

公布の日及び平成20年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、学校教育法及び学校教育法施行規則の一部が改正されたことに伴い、学校評価による規定を新たに設けることに加え、条番号の変更を行うため、藤沢市立学校の管理運営に関する規則を改定する必要がある。

藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 平岡法子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

藤沢市立学校の管理運営に関する規則（昭和35年藤沢市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第1章 総則(第1条)

第2章 学期及び休業日(第2条—第5条)

第3章 教育活動(第6条—第9条)

第4章 教材の取扱い(第10条—第12条)

第5章 組織編成等(第13条—第23条)

第6章 施設、設備等の管理(第24条—第29条)

第7章 特別支援学校の部等(第30条—第33条)

第8章 雑則(第34条—第37条)

附則

第8条中「第26条」を「第35条」に、「第40条」を「第49条」に改める。

第34条を第37条とし、第16条から第33条までを3条ずつ繰り下げる。

第15条の2を第18条とする。

第15条第4項中「第13条」を「第14条」に改め、同条を第17条とする。

第14条を第16条とする。

第13条の2中「第22条の3」を「第44条」に、「第22条の4」を「第45条」に、「第52条の2」を「第70条」に、「第52条の3」を「第71条」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とする。

第12条第4項中「第13条」を「第14条」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(学校評価)

第9条 校長は、学校評価を行い、その結果に基づき、教育活動その他の学校運営の改善を図ることにより、教育の水準向上に努めるものとする。

2 校長は、学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するとともに、前項に規定する評価の結果を公表するものとする。

3 校長は、第1項の規定による評価の結果を、教育委員会に報告するものとする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定及び第13条の2の改正規定（「第22条の3」を「第44条」に、「第22条の4」を「第45条」に、「第52条の2」を「第70条」に、「第52条の3」を「第71条」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

藤沢市立学校の管理運営に関する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>○藤沢市立学校の管理運営に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 35 年 4 月 30 日 教委規則第 2 号</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 総則(第 1 条)</p> <p>第 2 章 学期及び休業日(第 2 条—第 5 条)</p> <p>第 3 章 教育活動(第 6 条—第 9 条)</p> <p>第 4 章 教材の取扱い(第 10 条—第 12 条)</p> <p>第 5 章 組織編成等(第 13 条—第 23 条)</p> <p>第 6 章 施設、設備等の管理(第 24 条—第 29 条)</p> <p>第 7 章 特別支援学校の部等(第 30 条—第 33 条)</p> <p>第 8 章 雑則(第 34 条—第 37 条)</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 2em;">第 1 章 総則</p> <p style="padding-left: 2em;">(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 33 条の規定に基づき、藤沢市立の小学校、中学校及び特別支援学校(以下「学校」という。)の管理運営の基本的事項を定めるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">第 2 章 学期及び休業日</p> <p>(学期)</p>	<p>○藤沢市立学校の管理運営に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 35 年 4 月 30 日 教委規則第 2 号</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 総則(第 1 条)</p> <p>第 2 章 学期及び休業日(第 2 条—第 5 条)</p> <p>第 3 章 教育活動(第 6 条—<u>第 8 条</u>)</p> <p>第 4 章 教材の取扱い(<u>第 9 条</u>—<u>第 11 条</u>)</p> <p>第 5 章 組織編成等(<u>第 12 条</u>—<u>第 20 条</u>)</p> <p>第 6 章 施設、設備等の管理(<u>第 21 条</u>—<u>第 26 条</u>)</p> <p>第 7 章 特別支援学校の部等(<u>第 27 条</u>—<u>第 30 条</u>)</p> <p>第 8 章 雑則(<u>第 31 条</u>—<u>第 34 条</u>)</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 2em;">第 1 章 総則</p> <p style="padding-left: 2em;">(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 33 条の規定に基づき、藤沢市立の小学校、中学校及び特別支援学校(以下「学校」という。)の管理運営の基本的事項を定めるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">第 2 章 学期及び休業日</p> <p>(学期)</p>

改 正 案	現 行
<p>第2条 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。) 第29条の規定により教育委員会が定める学校の学期は、次の2学期又は3学期のいずれかとする。</p> <p>(1) 2学期 前期 4月1日から10月の第2月曜日まで 後期 10月の第2月曜日の翌日から翌年の3月31日まで</p> <p>(2) 3学期 第1学期 4月1日から7月31日まで 第2学期 8月1日から12月31日まで 第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>2 学期の選択にあたり学校長は、あらかじめ教育委員会と協議し、教育委員会の承認を得ることとする。</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 政令第29条の規定により教育委員会が定める学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学年始休業日 4月1日から4月4日までの日 (2) 夏季休業日 7月21日から8月31日までの日 (3) 秋季休業 10月の第2月曜日の翌日(2学期の場合に限る。) (4) 冬季休業日 12月25日から翌年の1月6日(3学期の場合にあつては、1月7日)までの日 (5) 学年末休業日 3月26日から3月31日までの日 (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める日</p>	<p>第2条 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。) 第29条の規定により教育委員会が定める学校の学期は、次の2学期又は3学期のいずれかとする。</p> <p>(1) 2学期 前期 4月1日から10月の第2月曜日まで 後期 10月の第2月曜日の翌日から翌年の3月31日まで</p> <p>(2) 3学期 第1学期 4月1日から7月31日まで 第2学期 8月1日から12月31日まで 第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>2 学期の選択にあたり学校長は、あらかじめ教育委員会と協議し、教育委員会の承認を得ることとする。</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 政令第29条の規定により教育委員会が定める学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学年始休業日 4月1日から4月4日までの日 (2) 夏季休業日 7月21日から8月31日までの日 (3) 秋季休業 10月の第2月曜日の翌日(2学期の場合に限る。) (4) 冬季休業日 12月25日から翌年の1月6日(3学期の場合にあつては、1月7日)までの日 (5) 学年末休業日 3月26日から3月31日までの日 (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める日</p>

改 正 案	現 行
<p>(振替授業)</p> <p>第 4 条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、授業日と休業日を又は休業日と授業日をそれぞれ振り替えることができる。</p> <p>(1) 運動会、文化祭等恒例の学校行事を行なう場合</p> <p>(2) 教育委員会の承認を受けた場合</p> <p>(臨時休業)</p> <p>第 5 条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に授業を行なわないことができる。</p> <p>(1) 非常変災その他急迫の事情がある場合</p> <p>(2) 教育委員会の承認を受けた場合</p> <p>2 前項第 1 号の理由により授業を行なわないときは、直ちにその事情を教育委員会に連絡しなければならない。</p> <p>第 3 章 教育活動</p> <p>(教育課程の編成)</p> <p>第 6 条 学校の教育課程は、学習指導要領の基準により、校長が編成する。</p> <p>2 校長は、前項の教育課程を編成したときは、学年開始後、すみやかに次の事項を教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の学年別授業時数並びに指導計画</p> <p>(2) 特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導の授業時数並びに指導計画</p> <p>(校外行事)</p>	<p>(振替授業)</p> <p>第 4 条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、授業日と休業日を又は休業日と授業日をそれぞれ振り替えることができる。</p> <p>(1) 運動会、文化祭等恒例の学校行事を行なう場合</p> <p>(2) 教育委員会の承認を受けた場合</p> <p>(臨時休業)</p> <p>第 5 条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に授業を行なわないことができる。</p> <p>(1) 非常変災その他急迫の事情がある場合</p> <p>(2) 教育委員会の承認を受けた場合</p> <p>2 前項第 1 号の理由により授業を行なわないときは、直ちにその事情を教育委員会に連絡しなければならない。</p> <p>第 3 章 教育活動</p> <p>(教育課程の編成)</p> <p>第 6 条 学校の教育課程は、学習指導要領の基準により、校長が編成する。</p> <p>2 校長は、前項の教育課程を編成したときは、学年開始後、すみやかに次の事項を教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の学年別授業時数並びに指導計画</p> <p>(2) 特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導の授業時数並びに指導計画</p> <p>(校外行事)</p>

改 正 案	現 行
<p>第 7 条 教育活動の一環として行なう修学旅行，対外競技，水泳，キャンプその他の校外行事は，教育効果並びに安全性，経費等を考慮しなければならない。</p> <p>2 校長は，前項の校外行事を実施するときは，教育委員会の定めるところにより，教育委員会に届け出又はその承認を受けるものとする。</p> <p>(出席停止)</p> <p>第 8 条 校長は，学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 35 条第 1 項(同法第 49 条において準用する場合を含む。)に規定する他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは，書面により教育委員会にその旨を報告するものとする。</p> <p>(学校評価)</p> <p>第 9 条 校長は，学校評価を行い，その結果に基づき，教育活動その他の学校運営の改善を図ることにより，教育の水準向上に努めるものとする。</p> <p>2 校長は，学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するとともに，前項に規定する 評価の結果を公表するものとする。</p> <p>3 校長は，第 1 項の規定による評価の結果を，教育委員会に報告するものとする。</p> <p>第 4 章 教材の取扱い</p> <p>(教材の選定)</p> <p>第 10 条 校長は，学校において教科書(教科書の発行に関する臨時措置法(昭和 23 年法律第 132 号)第 2 条に規定する教科書をいう。以下同じ。)以外の教材(以下「教材」という。)を使用するにあたっては，適切と認め</p>	<p>第 7 条 教育活動の一環として行なう修学旅行，対外競技，水泳，キャンプその他の校外行事は，教育効果並びに安全性，経費等を考慮しなければならない。</p> <p>2 校長は，前項の校外行事を実施するときは，教育委員会の定めるところにより，教育委員会に届け出又はその承認を受けるものとする。</p> <p>(出席停止)</p> <p>第 8 条 校長は，学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 26 条第 1 項(同法第 40 条において準用する場合を含む。)に規定する他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは，書面により教育委員会にその旨を報告するものとする。</p> <p>第 4 章 教材の取扱い</p> <p>(教材の選定)</p> <p>第 9 条 校長は，学校において教科書(教科書の発行に関する臨時措置法(昭和 23 年法律第 132 号)第 2 条に規定する教科書をいう。以下同じ。)以外の教材(以下「教材」という。)を使用するにあたっては，適切と認めたま</p>

改 正 案	現 行
<p>たものを選定するものとする。</p> <p>2 教材の選定にあたっては、児童生徒の保護者の経済的負担について、特に考慮しなければならない。</p> <p>(教材の承認)</p> <p>第 11 条 校長は、教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教科用図書(以下「準教科書」という。)については、教育委員会の承認を求めなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、教育委員会は、速やかに承認するか否かを決定し、校長に通知するものとする。</p> <p>(教材の届出)</p> <p>第 12 条 校長は、学年若しくは学級全員又は特定の集団全員の教材として、次の各号に掲げるものを計画的、継続的に使用しようとするときは、教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1) 教科書又は準教科書とあわせて使用する副読本</p> <p>(2) 各種学習帳の類</p> <p>第 5 章 組織編制等</p> <p>(分掌組織)</p> <p>第 13 条 校長は、調和のとれた学校運営が行われるよう、校務を分掌する組織を定めるものとする。</p> <p>2 前項の組織には、次に掲げる事項を分掌する組織(以下「グループ」という。)を置く(第 4 号に係るグループにあつては学校運営上必要があると認める学校に限る。)ものとする。</p> <p>(1) 教務、地域との連携等に関する事項</p>	<p>のを選定するものとする。</p> <p>2 教材の選定にあたっては、児童生徒の保護者の経済的負担について、特に考慮しなければならない。</p> <p>(教材の承認)</p> <p>第 10 条 校長は、教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教科用図書(以下「準教科書」という。)については、教育委員会の承認を求めなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、教育委員会は、速やかに承認するか否かを決定し、校長に通知するものとする。</p> <p>(教材の届出)</p> <p>第 11 条 校長は、学年若しくは学級全員又は特定の集団全員の教材として、次の各号に掲げるものを計画的、継続的に使用しようとするときは、教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1) 教科書又は準教科書とあわせて使用する副読本</p> <p>(2) 各種学習帳の類</p> <p>第 5 章 組織編制等</p> <p>(分掌組織)</p> <p>第 12 条 校長は、調和のとれた学校運営が行われるよう、校務を分掌する組織を定めるものとする。</p> <p>2 前項の組織には、次に掲げる事項を分掌する組織(以下「グループ」という。)を置く(第 4 号に係るグループにあつては学校運営上必要があると認める学校に限る。)ものとする。</p> <p>(1) 教務、地域との連携等に関する事項</p>

改正案	現行
<p>(2) 生徒指導，生徒の進路指導，児童生徒の健康等に関する事項</p> <p>(3) 情報管理その他の総務に関する事項</p> <p>(4) 学年の教育活動に関する事項</p> <p>(5) 特別支援学校各学部の校務に関する事項</p> <p>3 校長は，前項の規定によりグループを置く場合にあつては，2以上の事項を一のグループにおいて分掌させ，及び一の事項を2以上のグループにおいて分掌させることができる。</p> <p>4 グループを統括する者は，第14条第1項に規定する総括教諭をもって充てる。</p> <p>5 校長は，グループが分掌する事項，グループに配置される総括教諭の氏名その他グループに関する事項を学年開始後速やかに教育長に報告しなければならない。</p> <p>(総括教諭)</p> <p>第14条 学校に，総括教諭を置く。ただし，特別の事情がある場合には，総括教諭を置かないことができる。</p> <p>2 総括教諭は，教諭又は養護教諭をもって充てる。</p> <p>3 総括教諭は，校長の監督を受け，次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 校長及び教頭の学校運営の補佐に関すること。</p> <p>(2) グループの統括に関すること。</p> <p>(3) 教諭等の職務遂行能力の向上に関すること。</p> <p>4 教育委員会は，前項各号に掲げるもののほか，総括教諭に特定の職務を行わせることができる。</p>	<p>(2) 生徒指導，生徒の進路指導，児童生徒の健康等に関する事項</p> <p>(3) 情報管理その他の総務に関する事項</p> <p>(4) 学年の教育活動に関する事項</p> <p>(5) 特別支援学校各学部の校務に関する事項</p> <p>3 校長は，前項の規定によりグループを置く場合にあつては，2以上の事項を一のグループにおいて分掌させ，及び一の事項を2以上のグループにおいて分掌させることができる。</p> <p>4 グループを統括する者は，第13条第1項に規定する総括教諭をもって充てる。</p> <p>5 校長は，グループが分掌する事項，グループに配置される総括教諭の氏名その他グループに関する事項を学年開始後速やかに教育長に報告しなければならない。</p> <p>(総括教諭)</p> <p>第13条 学校に，総括教諭を置く。ただし，特別の事情がある場合には，総括教諭を置かないことができる。</p> <p>2 総括教諭は，教諭又は養護教諭をもって充てる。</p> <p>3 総括教諭は，校長の監督を受け，次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 校長及び教頭の学校運営の補佐に関すること。</p> <p>(2) グループの統括に関すること。</p> <p>(3) 教諭等の職務遂行能力の向上に関すること。</p> <p>4 教育委員会は，前項各号に掲げるもののほか，総括教諭に特定の職務を行わせることができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>第 15 条 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号。以下「施行規則」という。)第 44 条第 1 項に規定する教務主任及び学年主任，施行規則第 45 条第 1 項に規定する保健主事，施行規則第 70 条第 1 項に規定する生徒指導主事並びに施行規則第 71 条第 1 項に規定する進路指導主事は，総括教諭をもって充てる。</p> <p>(教科等の担当職員)</p> <p>第 16 条 校長は，教科又は学級を担当する職員その他の校務を担当する職員を決定するものとする。</p> <p>2 校長は，前項の規定により，職員を決定したときは，速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(企画会議)</p> <p>第 17 条 学校に企画会議を置く。ただし，特別の事情がある場合には，企画会議を置かないことができる。</p> <p>2 企画会議は，校長が招集し，主宰する。</p> <p>3 企画会議においては，校長がつかさどる校務を補助するため，学校運営上の重要事項に関する企画立案等を行う。</p> <p>4 企画会議は，校長，教頭，第 14 条第 3 項各号に掲げる職務を行う総括教諭及び校長が必要と認める者により構成する。</p> <p>5 前 4 項に規定するもののほか，企画会議について必要な事項は，校長が定める。</p> <p>(職員会議)</p> <p>第 18 条 学校に，校長の職務の円滑な執行に資するため，職員会議を置く。</p>	<p>第 13 条の 2 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号。以下「施行規則」という。)第 22 条の 3第 1 項に規定する教務主任及び学年主任，施行規則第 22 条の 4第 1 項に規定する保健主事，施行規則第 52 条の 2第 1 項に規定する生徒指導主事並びに施行規則第 52 条の 3第 1 項に規定する進路指導主事は，総括教諭をもって充てる。</p> <p>(教科等の担当職員)</p> <p>第 14 条 校長は，教科又は学級を担当する職員その他の校務を担当する職員を決定するものとする。</p> <p>2 校長は，前項の規定により，職員を決定したときは，速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(企画会議)</p> <p>第 15 条 学校に企画会議を置く。ただし，特別の事情がある場合には，企画会議を置かないことができる。</p> <p>2 企画会議は，校長が招集し，主宰する。</p> <p>3 企画会議においては，校長がつかさどる校務を補助するため，学校運営上の重要事項に関する企画立案等を行う。</p> <p>4 企画会議は，校長，教頭，第 13 条第 3 項各号に掲げる職務を行う総括教諭及び校長が必要と認める者により構成する。</p> <p>5 前 4 項に規定するもののほか，企画会議について必要な事項は，校長が定める。</p> <p>(職員会議)</p> <p>第 15 条の 2 学校に，校長の職務の円滑な執行に資するため，職員会議を置く。</p>

改 正 案	現 行
<p>2 職員会議は、校長が主宰する。 (学校評議員)</p> <p>第 19 条 学校には、学校評議員を置くことができる。</p> <p>2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べる。</p> <p>3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものの中から、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。 (学校栄養主査等)</p> <p>第 20 条 学校に学校栄養主査、学校栄養主任技師、及び学校栄養技師を置くことができる。</p> <p>(1) 学校栄養主査は、校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項を掌理する。</p> <p>(2) 学校栄養主任技師は、校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項を処理する。</p> <p>(3) 学校栄養技師は、校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。</p> <p>2 前項の規定により設けられた職は、学校栄養職員のうちから任命権者が命ずる。 (事務主幹等)</p> <p>第 21 条 学校に事務主幹、総括事務主査、事務主査、主任事務主事及び事務主事を置くことができる。</p> <p>(1) 事務主幹は、校長の監督を受け、学校事務を処理し、及び特に重要な特定の学校事務を掌理する。</p>	<p>2 職員会議は、校長が主宰する。 (学校評議員)</p> <p>第 16 条 学校には、学校評議員を置くことができる。</p> <p>2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べる。</p> <p>3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものの中から、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。 (学校栄養主査等)</p> <p>第 17 条 学校に学校栄養主査、学校栄養主任技師、及び学校栄養技師を置くことができる。</p> <p>(1) 学校栄養主査は、校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項を掌理する。</p> <p>(2) 学校栄養主任技師は、校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項を処理する。</p> <p>(3) 学校栄養技師は、校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。</p> <p>2 前項の規定により設けられた職は、学校栄養職員のうちから任命権者が命ずる。 (事務主幹等)</p> <p>第 18 条 学校に事務主幹、総括事務主査、事務主査、主任事務主事及び事務主事を置くことができる。</p> <p>(1) 事務主幹は、校長の監督を受け、学校事務を処理し、及び特に重要な特定の学校事務を掌理する。</p>

改 正 案	現 行
<p>(2) 総括事務主査は、校長の監督を受け、学校事務を処理し、及び重要な特定の学校事務を掌理する。</p> <p>(3) 事務主査は、校長の監督を受け、学校事務を処理し、及び特定の学校事務を掌理する。</p> <p>(4) 主任事務主事は、校長の監督を受け、学校事務を処理する。</p> <p>(5) 事務主事は、校長の監督を受け、学校事務をつかさどる。</p> <p>2 前項の規定により設けられた職は、事務職員のうちから任命権者が命ずる。</p> <p>(休暇)</p> <p>第 22 条 職員(校長を含む。以下同じ。)の休暇(無給休暇を除く。)の承認又は届出の受理については、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 校長の休暇が 3 日をこえる場合は、教育長が行なう。</p> <p>(2) 学校の業務の正常な運営に支障をきたすおそれのある場合は、教育委員会の意見をきいて、校長が行なう。</p> <p>(3) 前各号以外の場合は、校長が行なう。</p> <p>(出張)</p> <p>第 23 条 職員の出張は、校長が命ずる。ただし、その日数が 5 日をこえる場合は、あらかじめ教育長の指示を受けなければならない。</p> <p>2 校長の宿泊を要する出張は、前項の規定にかかわらず、教育長が命ずる。</p> <p>第 6 章 施設、設備等の管理</p> <p>(施設等の管理)</p> <p>第 24 条 校長は、学校の施設及び設備(備品を含む。以下同じ。)の管理を</p>	<p>(2) 総括事務主査は、校長の監督を受け、学校事務を処理し、及び重要な特定の学校事務を掌理する。</p> <p>(3) 事務主査は、校長の監督を受け、学校事務を処理し、及び特定の学校事務を掌理する。</p> <p>(4) 主任事務主事は、校長の監督を受け、学校事務を処理する。</p> <p>(5) 事務主事は、校長の監督を受け、学校事務をつかさどる。</p> <p>2 前項の規定により設けられた職は、事務職員のうちから任命権者が命ずる。</p> <p>(休暇)</p> <p>第 19 条 職員(校長を含む。以下同じ。)の休暇(無給休暇を除く。)の承認又は届出の受理については、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 校長の休暇が 3 日をこえる場合は、教育長が行なう。</p> <p>(2) 学校の業務の正常な運営に支障をきたすおそれのある場合は、教育委員会の意見をきいて、校長が行なう。</p> <p>(3) 前各号以外の場合は、校長が行なう。</p> <p>(出張)</p> <p>第 20 条 職員の出張は、校長が命ずる。ただし、その日数が 5 日をこえる場合は、あらかじめ教育長の指示を受けなければならない。</p> <p>2 校長の宿泊を要する出張は、前項の規定にかかわらず、教育長が命ずる。</p> <p>第 6 章 施設、設備等の管理</p> <p>(施設等の管理)</p> <p>第 21 条 校長は、学校の施設及び設備(備品を含む。以下同じ。)の管理を</p>

改 正 案	現 行
<p>総括し、その整備保全に努めなければならない。</p> <p>2 施設及び設備の管理の分担は、校長が定める。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、施設及び設備の使用保全等については、教育委員会が別に定める。</p> <p>(施設等の利用)</p> <p>第25条 学校の施設又は設備は、別に定めるところにより社会教育その他公共のために利用させることができる。</p> <p>(施設等の滅失、き損)</p> <p>第26条 校長は、学校の施設又は設備の全部又は一部が滅失又はき損したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りではない。</p> <p>(防災の計画)</p> <p>第27条 校長は、学年の初めに学校の防災の計画を作成し、教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(宿日直等)</p> <p>第28条 校長は、学校の施設、設備、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び校内の監視のため、教育委員会が雇用した職員に宿日直を命じ、又は教育委員会が定めるところにより、当該職員に代えて警備を委託することができる。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、校長は、非常変災その他急迫な事情への対処等特定の目的のため、所属職員に宿日直を命ずることができる。</p> <p>(施設等の報告)</p> <p>第29条 校長は、学校の施設、設備の状況を常には握して、教育委員会か</p>	<p>総括し、その整備保全に努めなければならない。</p> <p>2 施設及び設備の管理の分担は、校長が定める。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、施設及び設備の使用保全等については、教育委員会が別に定める。</p> <p>(施設等の利用)</p> <p>第22条 学校の施設又は設備は、別に定めるところにより社会教育その他公共のために利用させることができる。</p> <p>(施設等の滅失、き損)</p> <p>第23条 校長は、学校の施設又は設備の全部又は一部が滅失又はき損したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りではない。</p> <p>(防災の計画)</p> <p>第24条 校長は、学年の初めに学校の防災の計画を作成し、教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(宿日直等)</p> <p>第25条 校長は、学校の施設、設備、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び校内の監視のため、教育委員会が雇用した職員に宿日直を命じ、又は教育委員会が定めるところにより、当該職員に代えて警備を委託することができる。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、校長は、非常変災その他急迫な事情への対処等特定の目的のため、所属職員に宿日直を命ずることができる。</p> <p>(施設等の報告)</p> <p>第26条 校長は、学校の施設、設備の状況を常には握して、教育委員会か</p>

改 正 案	現 行
<p>ら求めがあつたときは、すみやかに報告ができるように努めるものとする。</p> <p>第 7 章 特別支援学校の部等 (特別支援学校の部)</p> <p>第 30 条 藤沢市立白浜養護学校(以下「養護学校」という。)に、小学部、中学部及び高等部を置く。</p> <p>(定員)</p> <p>第 31 条 養護学校高等部の定員は、40 人を超えない範囲で、教育委員会が別に定める。</p> <p>(学則)</p> <p>第 32 条 養護学校の校長は、学則を定めなければならない。</p> <p>2 前項の規定により学則を定め、又は学則を変更しようとするときは、養護学校の校長は、教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>(入学者の募集及び選抜)</p> <p>第 33 条 養護学校の高等部に入学する生徒の募集及び選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。</p> <p>第 8 章 雑則 (事故の報告)</p> <p>第 34 条 校長は、職員又は児童生徒に関し重要と認められる事故が発生した場合は、直ちにその事情を教育委員会に連絡するとともに、文書をもって、その詳細を報告しなければならない。</p> <p>(公印)</p>	<p>ら求めがあつたときは、すみやかに報告ができるように努めるものとする。</p> <p>第 7 章 特別支援学校の部等 (特別支援学校の部)</p> <p>第 27 条 藤沢市立白浜養護学校(以下「養護学校」という。)に、小学部、中学部及び高等部を置く。</p> <p>(定員)</p> <p>第 28 条 養護学校高等部の定員は、40 人を超えない範囲で、教育委員会が別に定める。</p> <p>(学則)</p> <p>第 29 条 養護学校の校長は、学則を定めなければならない。</p> <p>2 前項の規定により学則を定め、又は学則を変更しようとするときは、養護学校の校長は、教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>(入学者の募集及び選抜)</p> <p>第 30 条 養護学校の高等部に入学する生徒の募集及び選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。</p> <p>第 8 章 雑則 (事故の報告)</p> <p>第 31 条 校長は、職員又は児童生徒に関し重要と認められる事故が発生した場合は、直ちにその事情を教育委員会に連絡するとともに、文書をもって、その詳細を報告しなければならない。</p> <p>(公印)</p>

改 正 案	現 行
<p>第 35 条 学校の公印の名称，書体，寸法，用途等は，別表第 1 のとおりとし，そのひな形は，別表第 2 のとおりとする。</p> <p>(職務代理の場合の校長印の使用)</p> <p>第 36 条 校長に事故があるため，又は校長が欠けたため，他の職員が職務代理を命ぜられ，その職務を代行する場合には，校長印を使用するものとする。</p> <p>(実施規定)</p> <p>第 37 条 この規則の実施に関し必要な事項は，教育長が定める。</p> <p>付 則</p> <p>1 この規則は，公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則施行の際，従前の例によりなされた手続その他の行為は，この規則にてい触しない限り，それぞれこの規則の各相当規定に基づいてなされたものとみなす。</p> <p>3 この規則施行の際，現にこの規則の定める職に相当する職にある者は，別に辞令を発せられない限り，この規則の定めるところにより，それぞれその職に命ぜられた者とみなす。</p> <p>付 則(昭和 38 年教委規則第 1 号)抄</p> <p>1 この規則は，公布の日から施行する。</p> <p>付 則(昭和 39 年教委規則第 2 号)</p> <p>この規則は，公布の日から施行する。</p> <p>付 則(昭和 40 年教委規則第 1 号)</p> <p>(施行期日)</p>	<p>第 32 条 学校の公印の名称，書体，寸法，用途等は，別表第 1 のとおりとし，そのひな形は，別表第 2 のとおりとする。</p> <p>(職務代理の場合の校長印の使用)</p> <p>第 33 条 校長に事故があるため，又は校長が欠けたため，他の職員が職務代理を命ぜられ，その職務を代行する場合には，校長印を使用するものとする。</p> <p>(実施規定)</p> <p>第 34 条 この規則の実施に関し必要な事項は，教育長が定める。</p> <p>付 則</p> <p>1 この規則は，公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則施行の際，従前の例によりなされた手続その他の行為は，この規則にてい触しない限り，それぞれこの規則の各相当規定に基づいてなされたものとみなす。</p> <p>3 この規則施行の際，現にこの規則の定める職に相当する職にある者は，別に辞令を発せられない限り，この規則の定めるところにより，それぞれその職に命ぜられた者とみなす。</p> <p>付 則(昭和 38 年教委規則第 1 号)抄</p> <p>1 この規則は，公布の日から施行する。</p> <p>付 則(昭和 39 年教委規則第 2 号)</p> <p>この規則は，公布の日から施行する。</p> <p>付 則(昭和 40 年教委規則第 1 号)</p> <p>(施行期日)</p>

改 正 案	現 行
<p>1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 13 条の改正規定については、昭和 40 年 2 月 1 日から適用する。 (藤沢市立学校施設使用規則の一部改正)</p> <p>2 藤沢市立学校施設使用規則(昭和 36 年 6 月藤沢市教育委員会規則第 7 号)の一部を次のように改正する。 [次のよう略]</p> <p>付 則(昭和 43 年教委規則第 2 号) この規則は、昭和 43 年 8 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則(昭和 47 年教委規則第 2 号) この規則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則(昭和 48 年教委規則第 4 号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則(昭和 49 年教委規則第 8 号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則(昭和 50 年教委規則第 2 号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則(昭和 53 年教委規則第 1 号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則施行の際、現に定められている校務を分掌する組織及び主事等については、昭和 54 年 3 月 31 日までの間、改正後の藤沢市立学校の管</p>	<p>1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 13 条の改正規定については、昭和 40 年 2 月 1 日から適用する。 (藤沢市立学校施設使用規則の一部改正)</p> <p>2 藤沢市立学校施設使用規則(昭和 36 年 6 月藤沢市教育委員会規則第 7 号)の一部を次のように改正する。 [次のよう略]</p> <p>付 則(昭和 43 年教委規則第 2 号) この規則は、昭和 43 年 8 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則(昭和 47 年教委規則第 2 号) この規則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則(昭和 48 年教委規則第 4 号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則(昭和 49 年教委規則第 8 号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則(昭和 50 年教委規則第 2 号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則(昭和 53 年教委規則第 1 号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則施行の際、現に定められている校務を分掌する組織及び主事等については、昭和 54 年 3 月 31 日までの間、改正後の藤沢市立学校の管</p>

改 正 案	現 行
<p>理運営に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第 12 条第 1 項の規定により定められ、又は第 14 条第 1 項の規定により決定されたものとみなす。この場合において、現に改正後の規則第 13 条の各号に規定する主任の職務に相当する職務を命ぜられている者は、それぞれ同条各号に規定する主任とみなす。</p> <p>附 則(昭和 61 年教委規則第 5 号) この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 4 年教委規則第 3 号) この規則は、平成 4 年 9 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 5 年教委規則第 5 号) (施行期日) この規則は、平成 6 年 1 月 4 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 7 年教委規則第 1 号) この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 8 年教委規則第 4 号) (施行期日) 1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日より施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。 (準備行為) 2 この規則の規定に基づく入学者の募集その他の準備行為は、施行前においても行うことができる。</p> <p>附 則(平成 12 年教委規則第 9 号)</p>	<p>理運営に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第 12 条第 1 項の規定により定められ、又は第 14 条第 1 項の規定により決定されたものとみなす。この場合において、現に改正後の規則第 13 条の各号に規定する主任の職務に相当する職務を命ぜられている者は、それぞれ同条各号に規定する主任とみなす。</p> <p>附 則(昭和 61 年教委規則第 5 号) この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 4 年教委規則第 3 号) この規則は、平成 4 年 9 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 5 年教委規則第 5 号) (施行期日) この規則は、平成 6 年 1 月 4 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 7 年教委規則第 1 号) この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 8 年教委規則第 4 号) (施行期日) 1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日より施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。 (準備行為) 2 この規則の規定に基づく入学者の募集その他の準備行為は、施行前においても行うことができる。</p> <p>附 則(平成 12 年教委規則第 9 号)</p>

改 正 案								現 行								
名称			トル)					名称			トル)					
藤沢市立何々学校之印	1	てん て書	方 35	木印	各 学 校 1	校をつす文 学名もてる書	各 学 校長	藤沢市立何々学校之印	1	てん て書	方 35	木印	各 学 校 1	校をつす文 学名もてる書	各 学 校長	
藤沢市立何々学校之印	2	てん て書	方 55	木印	各 学 校 1	業書 卒証用		藤沢市立何々学校之印	2	てん て書	方 55	木印	各 学 校 1	業書 卒証用		
藤沢市立何々学校校長之印	3	てん て書	方 21	木印	各 学 校 1	校名もてる 学長をつす文書		藤沢市立何々学校校長之印	3	てん て書	方 21	木印	各 学 校 1	校名もてる 学長をつす文書		

別表第 2

別表第 2

資料

学校評価に関する学校教育法及び学校教育法施行規則

- 学校評価については、学校教育法に次のように規定されている。

○学校教育法

第 42 条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第 43 条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

※幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

- 「文部科学大臣の定めるところ」の内容については、学校教育法施行規則に次のように規定されている。

○学校教育法施行規則

第 66 条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第 67 条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第 68 条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。